

| 改正案 | 現 行 |
|---|--|
| <p>(特定無線設備等)</p> <p>第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>一 十一の二の二 (略)</p> <p>十一の二の三 設備規則第四十九条の六の三第一項及び第五項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備</p> <p>十一の三 十一の六の三 (略)</p> <p>十一の六の四 設備規則第四十九条の六の四第一項及び第五項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p> <p>十一の六の五 設備規則第四十九条の六の四第一項及び第五項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八六四メガチップのもの</p> <p>十一の七 十一の十の三 (略)</p> <p>十一の十の四 設備規則第四十九条の六の五第一項及び第五項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p> <p>十一の十の五 設備規則第四十九条の六の五第一項及び第五項に</p> | <p>(特定無線設備等)</p> <p>第二条 法第三十八条の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>一 十一の二の二 (同上)</p> <p>十一の三 十一の六の三 (同上)</p> <p>十一の七 十一の十の三 (同上)</p> |

においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用する
ための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガ
チップのもの

十一の十一～十一の二十 (略)

十一の二十の二 設備規則第四十九条の六の九第一項及び第四項
においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用す
るための無線設備

十一の二十の三 設備規則第四十九条の六の九第一項及び第五項
においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用す
るための無線設備

十一の二十一～五十二 (略)

五十二の二 設備規則第四十九条の二十八第一項、第二項、第五
項及び第七項においてその無線設備の条件が定められている基
地局に使用するための無線設備のうち、送信バースト長が五ミ
リ秒のもの

五十二の三 設備規則第四十九条の二十八第一項、第二項、第六
項及び第七項においてその無線設備の条件が定められている基
地局に使用するための無線設備のうち、送信バースト長が五ミ
リ秒のもの

五十三・五十四 (略)

五十四の二 設備規則第四十九条の二十九第一項、第二項、第五
項及び第七項においてその無線設備の条件が定められている基
地局に使用するための無線設備

五十四の三 設備規則第四十九条の二十九第一項、第二項、第六
項及び第七項においてその無線設備の条件が定められている基
地局に使用するための無線設備

十一の十一～十一の二十 (同上)

十一の二十一～五十二 (同上)

五十三・五十四 (同上)

五十五〜六十二 (略)

2 (略)

(登録の申請)

第三条 法第三十八条の二の二第一項の登録を受けようとする者は、様式第一号の申請書を総務大臣に提出しなければならない。

2 法第三十八条の二の二第三項の技術基準適合証明の業務の実施に関する計画を記載した書類には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一〜四 (略)

3 法第三十八条の二の二第三項の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。

一〜八 (略)

(登録証明機関の登録の更新)

第四条 法第三十八条の二の二第一項の登録を受けた者（以下「登録証明機関」という。）の登録の更新の申請は、登録の有効期間満了前三箇月以上六箇月を超えない期間において行わなければならない。

2 (略)

(技術基準適合証明の審査等)

第六条 (略)

2・3 (略)

4 登録証明機関は、法第三十八条の六第二項の報告をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第五号の報告書を総務

五十五〜六十二 (同上)

2 (同上)

(登録の申請)

第三条 法第三十八条の二第一項の登録を受けようとする者は、様式第一号の申請書を総務大臣に提出しなければならない。

2 法第三十八条の二第三項の技術基準適合証明の業務の実施に関する計画を記載した書類には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一〜四 (同上)

3 法第三十八条の二第三項の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。

一〜八 (同上)

(登録証明機関の登録の更新)

第四条 法第三十八条の二第一項の登録を受けた者（以下「登録証明機関」という。）の登録の更新の申請は、登録の有効期間満了前三箇月以上六箇月を超えない期間において行わなければならない。

2 (同上)

(技術基準適合証明の審査等)

第六条 (同上)

2・3 (同上)

4 登録証明機関は、法第三十八条の六第二項の報告をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した様式第五号の報告書

大臣に提出しなければならない。

- 一 技術基準適合証明を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 技術基準適合証明を受けた特定無線設備の種別
- 三 技術基準適合証明を受けた特定無線設備の型式又は名称
- 四 技術基準適合証明番号
- 五 電波の型式、周波数及び空中線電力
- 六 技術基準適合証明をした年月日

5| 技術基準適合証明を受けた者は、法第三十八条の六第三項の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第六号の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 変更した事項
- 二 変更した年月日
- 三 変更の理由

6| 技術基準適合証明を受けた者が法第三十八条の六第三項の規定により届出を行わなければならない期間は、当該技術基準適合証明を受けた日から起算して十年を経過するまでの期間とする。

7| 法第三十八条の六第四項の公示は、第四項各号に掲げる事項（同項第一号に掲げる事項にあつては、技術基準適合証明を受けた者の氏名又は名称に限る。）について行うものとする。

8 (略)

を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 (同上)
- 二 (同上)
- 三 (同上)
- 四 (同上)
- 五 (同上)
- 六 (同上)

5| 法第三十八条の六第三項の公示は、前項各号に掲げる事項（同項第一号に掲げる事項にあつては、技術基準適合証明を受けた者の氏名又は名称に限る。）について行うものとする。

6| 登録証明機関による技術基準適合証明を受けた者は、技術基準適合証明を受けた日から起算して十年を経過するまでの間、第四項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した様式第六号の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 (同上)
- 二 (同上)
- 三 (同上)

7| 総務大臣は、前項の届出が第五項の公示の内容に変更を及ぼすものであるときは、その変更の内容を公示するものとする。

8 (同上)

9| 技術基準適合証明を受けた者は、当該技術基準適合証明を受けた特定無線設備が法第三章に定める技術基準（以下「技術基準」という。）に適合していないことを知ったときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

(公示)

第十六条 (略)

2 法第三十八条の六第四項の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法によつて行う。

(工事設計認証のための審査等)

第十七条 (略)

2・3 (略)

4 登録証明機関は、法第三十八条の二十四第三項において準用する法第三十八条の六第二項の報告をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第五号の報告書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 工事設計認証を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工事設計認証に係る工事設計に基づく特定無線設備の種別
- 三 工事設計認証に係る工事設計に基づく特定無線設備の型式又は名称
- 四 工事設計認証番号
- 五 電波の型式、周波数及び空中線電力
- 六 工事設計認証をした年月日

(公示)

第十六条 (同上)

2 法第三十八条の六第三項の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法によつて行う。

(工事設計認証のための審査等)

第十七条 (同上)

2・3 (同上)

4 登録証明機関は、法第三十八条の二十四第三項において準用する法第三十八条の六第二項の報告をしようとするときは、次の各別に掲げる事項を記載した様式第五号の報告書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 (同上)
- 二 (同上)
- 三 (同上)
- 四 (同上)
- 五 (同上)
- 六 (同上)

5 | 法第三十八条の二十五第一項の認証取扱業者（以下「認証取扱業者」という。）は、法第三十八条の二十九において準用する法第三十八条の六第三項の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第六号の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 変更した事項
- 二 変更した年月日
- 三 変更の理由

6 | 認証取扱業者が法第三十八条の二十九において準用する法第三十八条の六第三項の規定により届出を行わなければならない期間は、認証工事設計に基づく特定無線設備について検査を最後に行つた日から起算して十年を経過するまでの期間とする。

7 | 法第三十八条の二十四第三項において準用する法第三十八条の六第四項の公示は、第四項各号に掲げる事項（同項第一号に掲げる事項にあつては、工事設計認証を受けた者の氏名又は名称に限る。）について行つるものとする。

8 | (略)

9 | 登録証明機関は、法第三十八条の二十五第一項の認証工事設計に基づく適合表示無線設備が技術基準に適合していないことを知つたときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなければならない

5 | 法第三十八条の二十四第三項において準用する法第三十八条の六第三項の公示は、前項各号に掲げる事項（同項第一号に掲げる事項にあつては、工事設計認証を受けた者の氏名又は名称に限る。）について行つるものとする。

6 | 法第三十八条の二十五第一項の認証取扱業者（以下「認証取扱業者」という。）は、認証工事設計に基づく特定無線設備について検査を最後に行つた日から起算して十年を経過するまでの間、第四項第一号又は第三号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した様式第六号の届出書を総務大臣に提出しなければならない。ただし、当該特定無線設備の取扱いを終了しているときは、この限りでない。

- 一 (同上)
- 二 (同上)
- 三 (同上)

7 | 総務大臣は、前項の届出があつた場合において、当該届出が第五項の公示の内容に変更を及ぼすものであるときは、その変更の内容を公示するものとする。

8 | (同上)

9 | 登録証明機関は、法第三十八条の二十五第一項の認証工事設計に基づく適合表示無線設備が法第三章に定める技術基準（以下「技術基準」という。）に適合していないことを知つたときは、そ

い。

10 認証取扱業者は、法第三十八条の二十六の規定により当該認証取扱業者が表示を付した特定無線設備が技術基準に適合していないことを知つたときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

(公示)

第二十二條 法第三十八条の二十四第三項において準用する法第三十八条の六第四項の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法によつて行う。

2 (略)

(承認の申請)

第二十三條 法第三十八条の三十一第一項の承認を受けようとする者は、様式第一号の申請書を総務大臣に提出しなければならない。ただし、総務大臣が別に告示するところにより申請を行う場合は、この限りでない。

2 法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の二の二第三項の規定により添付する技術基準適合証明の業務の実施に関する計画を記載した書類には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一〜四 (略)

3 法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の二の二第三項の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。

一〜十一 (略)

の旨を総務大臣に報告しなければならない。

(公示)

第二十二條 法第三十八条の二十四第三項において準用する法第三十八条の六第三項の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法によつて行う。

2 (同上)

(承認の申請)

第二十三條 (同上)

2 法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の二の二第三項の規定により添付する技術基準適合証明の業務の実施に関する計画を記載した書類には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一〜四 (同上)

3 法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の二の二第三項の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。

一〜十一 (同上)

(技術基準適合証明のための審査等)

第二十五条 (略)

2・3 (略)

4 承認証明機関は、法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の六第二項の報告をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第五号の報告書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 技術基準適合証明を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 技術基準適合証明を受けた特定無線設備の種別
- 三 技術基準適合証明を受けた特定無線設備の型式又は名称
- 四 技術基準適合証明番号
- 五 電波の型式、周波数及び空中線電力
- 六 技術基準適合証明をした年月日

5| 承認証明機関による技術基準適合証明を受けた者は、法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の六第三項の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第六号の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 変更した事項
- 二 変更した年月日
- 三 変更の理由

(技術基準適合証明のための審査等)

第二十五条 (同上)

2・3 (同上)

4 承認証明機関は、法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の六第二項の報告をしようとするときは、次の各別に掲げる事項を記載した様式第五号の報告書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 (同上)
- 二 (同上)
- 三 (同上)
- 四 (同上)
- 五 (同上)
- 六 (同上)

5| 法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の六第三項の公示は、前項各号に掲げる事項(同項第一号に掲げる事項にあつては、技術基準適合証明を受けた者の氏名又は名称に限る。)について行ふものとする。

6| 承認証明機関による技術基準適合証明を受けた者は、技術基準適合証明を受けた日から起算して十年を経過するまでの間、第四項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した様式第六号の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 (同上)
- 二 (同上)
- 三 (同上)

6| 承認証明機関による技術基準適合証明を受けた者が法第三十八
条の三十一第四項において準用する法第三十八条の六第三項の規
定により届出を行わなければならない期間は、当該技術基準適合
証明を受けた日から起算して十年を経過するまでの期間とする。

7 法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の
六第四項の公示は、第四項各号に掲げる事項（同項第一号に掲げ
る事項にあつては、技術基準適合証明を受けた者の氏名又は名称
に限る。）について行うものとする。

8 (略)

9| 承認証明機関による技術基準適合証明を受けた者は、当該技術
基準適合証明を受けた特定無線設備が技術基準に適合していない
ことを知つたときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなけれ
ばならない。

(公示)

第三十二条 (略)

2 法第三十八条の三十一条第四項において準用する法第三十八条
の六第四項の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法
によつて行う。

(工事設計認証のための審査等)

第三十三条 (略)

2・3 (略)

4 承認証明機関は、法第三十八条の三十一第六項において準用す
る法第三十八条の六第二項の報告をしようとするときは、次に掲
げる事項を記載した様式第五号の報告書を総務大臣に提出しなけ

7 総務大臣は、前項の届出があつた場合において、当該届出が第
五項の公示の内容に変更を及ぼすものであるときは、その変更の
内容を公示するものとする。

8 (同上)

(公示)

第三十二条 (同上)

2 法第三十八条の三十一条第四項において準用する法第三十八条
の六第三項の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法
によつて行う。

(工事設計認証のための審査等)

第三十三条 (同上)

2・3 (同上)

4 承認証明機関は、法第三十八条の三十一第六項において準用す
る法第三十八条の六第二項に規定する報告をしようとするときは
、次の各号に掲げる事項を記載した様式第五号の報告書を総務大

ればならない。

- 一 工事設計認証を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工事設計認証に係る工事設計に基づく特定無線設備の種別
- 三 工事設計認証に係る工事設計に基づく特定無線設備の型式又は名称
- 四 工事設計認証番号
- 五 電波の型式、周波数及び空中線電力
- 六 工事設計認証をした年月日

5| 承認証明機関による工事設計認証を受けた者は、法第三十八条の三十一第六項において準用する法第三十八条の六第三項の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第六号の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 変更した事項
- 二 変更した年月日
- 三 変更の理由

6| 承認証明機関による工事設計認証を受けた者が法第三十八条の三十一第六項において準用する法第三十八条の六第三項の規定に

臣に提出しなければならない。

- 一 (同上)
- 二 認証工事設計に基づく特定無線設備の種別
- 三 認証工事設計に基づく特定無線設備の型式又は名称
- 四 (同上)
- 五 (同上)
- 六 (同上)

5| 法第三十八条の三十一第六項において準用する法第三十八条の六第三項の公示は、前項各号に掲げる事項（同項第一号に掲げる事項にあつては、工事設計認証を受けた者の氏名又は名称に限る。）について行うものとする。

6| 承認証明機関による工事設計認証を受けた者は、認証工事設計に基づく特定無線設備について検査を最後に行つた日から起算して十年を経過するまでの間、第四項第一号又は第二号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した様式第六号の届出書を総務大臣に提出しなければならない。ただし、当該特定無線設備の取扱いを終了しているときは、この限りでない。

- 一 (同上)
- 二 (同上)
- 三 (同上)

より届出を行わなければならない期間は、認証工事設計に基づく特定無線設備について検査を最後に行つた日から起算して十年を経過するまでの期間とする。

7 法第三十八条の三十一第六項において準用する法第三十八条の六第四項の公示は、第四項各号に掲げる事項（同項第一号に掲げる事項にあつては、工事設計認証を受けた者の氏名又は名称に限る。）について行うものとする。

8 (略)

9 承認証明機関による工事設計認証を受けた者は、法第三十八条の三十一第六項において準用する法第三十八条の二十六の規定により当該工事設計認証を受けた者が表示を付した特定無線設備が技術基準に適合していないことを知つたときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

(公示)

第三十八条 (略)

2 法第三十八条の三十一第六項において準用する法第三十八条の六第四項の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法によつて行う。

(検証等)

第三十九条 (略)

2～7 (略)

8 法第三十八条の三十三第三項の届出をした者（以下「届出業者」という。）は、法第三十八条の三十三第五項の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第十三号の届出書を

7 総務大臣は、前項の届出が第五項の公示の内容に変更を及ぼすものである場合には、その変更の内容を公示するものとする。

8 (同上)

(公示)

第三十八条 (同上)

2 法第三十八条の三十一第六項において準用する法第三十八条の六第三項の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法によつて行う。

(検証等)

第三十九条 (同上)

2～7 (同上)

8 法第三十八条の三十三第三項の届出をした者（以下「届出業者」という。）は、法第三十八条の三十三第五項の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第十三号の届

総務大臣に提出しなければならない。

- 一 変更した事項
- 二 変更した年月日
- 三 変更の理由

9 ～ 10 (略)

11 法第三十八条の三十三第五項の規定により届出業者が届出を行わなければならない期間は、同条第三項の届出に係る工事設計に基づき特別特定無線設備について検査を最後に行つた日から起算して十年を経過するまでの期間とする。

12 (略)

13 届出業者は、法第三十八条の三十五の規定により当該届出業者が表示を付した特別特定無線設備が技術基準に適合していないことを知つたときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

別表第一号 技術基準適合証明のための審査 (第六条及び第二十五条関係)

一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。

(1) ・ (2) (略)

出書を総務大臣に提出しなければならない。ただし、同条第三項第五号に係る届出にあつては、第二項第一号及び第二号に係る届出に限る。

- 一 (同上)
- 二 (同上)
- 三 (同上)

9 ～ 10 (同上)

11 法第三十八条の三十三第五項の規定により届出業者が届出を行わなければならない期間は、同条第三項の届出に係る工事設計に基づき特別特定無線設備について検査を最後に行つた日から起算して十年を経過するまでの期間とする。ただし、当該特別特定無線設備の製造又は輸入を終了しているときは、この限りでない。

12 (同上)

別表第一号 技術基準適合証明のための審査 (第六条及び第二十五条関係)

一 (同上)

(1) ・ (2) (同上)

(3) 特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

| 置装信送 | | 置装 | | 一 | |
|-------------|-----|----|---|--------|-------------------------|
| 占有周波数帯幅 | 周波数 | 〇 | 〇 | 二 試験項目 | (略) |
| 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 二 測定器等 | 備設線無の三の二の号一十第項一第条二第(略) |
| 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | | 備設線無の四の六の号一十第項一第条二第(略) |
| 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | | 備設線無の五の六の号一十第項一第条二第(略) |
| 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | | 備設線無の四の十の号一十第項一第条二第(略) |
| 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | | 備設線無の五の十の号一十第項一第条二第(略) |
| 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | | 備設線無の二の十二の号一十第項一第条二第(略) |
| 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | | 備設線無の三の十二の号一十第項一第条二第(略) |
| 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | | 備設線無の二の二の号二十五第項一第条二第(略) |
| 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | | 備設線無の三の二の号二十五第項一第条二第(略) |
| 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | | 備設線無の二の二の号四十五第項一第条二第(略) |
| 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | | 備設線無の三の二の号四十五第項一第条二第(略) |
| 四 特定無線設備の種別 | | | | | |

(3) (同上)

(同上)

ア (同上)

| 置装信送 | | 置装 | | 一 | |
|-------------|-----|----|---|--------|--------|
| 占有周波数帯幅 | 周波数 | 〇 | 〇 | 二 試験項目 | (同上) |
| 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 二 測定器等 | 同上(同上) |
| 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | | (同上) |
| 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | | (同上) |
| 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | | (同上) |
| 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | | (同上) |
| 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | | (同上) |
| 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | | (同上) |
| 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | | (同上) |
| 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | | (同上) |
| 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | | (同上) |
| 四 特定無線設備の種別 | | | | | |

別表第二号 工事設計の様式（別表第一号一(1)関係）

第一 第二から第六までの工事設計書に係る無線局以外の無線局に
使用するための無線設備の工事設計書

別表第二号 工事設計の様式（別表第一号一(1)関係）

第一 陸上移動局（PHSの陸上移動局、狭域通信システムの陸上
移動局及び5GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局を除
く。）、携帯局、第2条第1項第1号の4に規定する指令局、
船舶局、船上通信局、気象援助局、50GHz帯の周波数の電波を
使用する簡易無線局、同項第1号の15に規定する無線局、同項
第6号、第6号の2若しくは第6号の3に規定する構内無線局
、同項第10号の3、第11号の2、第11号の2の2、第11号の5
、第11号の6から第11号の6の3まで、第11号の9、第11号の
10から第11号の10の3まで、第11号の13、第11号の14、第11号
の16、第11号の18、第11号の20、第11号の22、第11号の24、第
11号の27、第11号の28、第15号、第19号の5、第19号の6若し
くは第31号の2に規定する基地局、時分割多元接続方式携帯無
線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、符号分割多元
接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局
、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための
通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携
帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・
周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信
等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携
帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局若しくは直
交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通
信等を行う無線局、同項第16号から第18号まで、第24号、第38
号、第44号若しくは第45号に規定する固定局、同項第20号若し
くは第20号の2に規定するデジタル指令局、PHSの基地局、
PHSの基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局若

しくはPHSの通信設備の試験のための通信等を行う無線局、同項第25号の4に規定する基地局若しくは携帯基地局、同項第27号に規定する特別業務の局、狭域通信システムの基地局、同項第19号の7、第19号の8、第41号若しくは第43号に規定する基地局若しくは陸上移動中継局、同項第49号若しくは第50号に規定する基地局若しくは直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、同項第53号に規定する基地局若しくは時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、同項第55号に規定する基地局若しくは時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局又は同項第61号に規定する基地局若しくは200MHz帯広帯域移動無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備の工事設計書

(同左)

注1 (同左)

2 (同左)

(1)・(2) (同左)

(3) 第2条第1項第49号、第51号、第53号又は第54号に掲げる無線設備の空中線電力の許容値が異なる1又は2以上の空中線を使用する場合にあつては、当該許容値ごとにその最大空中線電力と送信空中線の絶対利得の最大値をそれぞれ記載すること。

(記載例) X 7 W 2 0 W (1 7 d B i)

3. 2 W (2 5 d B i)

(図略)

注1 (略)

2 2の(1)の欄は、電波の型式別に、無線設備系統図に示す出力端子における出力規格の値を記載すること。

(1)・(2) (略)

(3) 無線設備の送信空中線の絶対利得に応じて空中線電力の許容値が規定されている場合であつて、当該許容値が異なる1又は2以上の空中線を使用するときは、当該許容値ごとにその最大空中線電力と送信空中線の絶対利得の最大値をそれぞれ記載すること。

(記載例) X 7 W 2 0 W (1 7 d B i)

3. 2W (25dB i)

3～7 (略)

8 3の(2)の欄は、次によること。

(1) 25.21MHzを超える周波数の電波を使用する無線局のものに限り記載するものとし、G i s (絶対利得) で表示すること。ただし、第2条第1項第1号の4、第10号、第11号、第11号の3、第11号の4、第11号の7、第11号の8、第11号の8の2、第11号の19、第20号、第20号の2、第49号、第51号又は第52号の2から第54号の3までに掲げる無線設備 (第2条第1項第1号の4に掲げるものについては、設備規則第49条の7第2号のロの(3)に規定する機能を有するものに限る。) であつて、2以上の空中線を使用する場合にあつては、型式及び構成ごとに上限値のみを記載すること。

(2) (略)

9～12 (略)

第二～第六 (略)

様式第1号 (第3条、第4条及び第23条関係)

登 録
登録更新 申請書
承 認 年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

3～7 (同左)

8 (同左)

(1) 25.21MHzを超える周波数の電波を使用する無線局のものに限り記載するものとし、G i s (絶対利得) で表示すること。ただし、第2条第1項第1号の4、第10号、第11号、第11号の3、第11号の4、第11号の7、第20号、第20号の2、第49号、第51号、第53号又は第54号に掲げる無線設備 (第2条第1項第1号の4に掲げるものについては、設備規則第49条の7第2号のロの(3)に規定する機能を有するものに限る。) であつて、2以上の空中線を使用する場合にあつては、型式及び構成ごとに上限値のみを記載すること。

(2) (同左)

9～12 (同左)

第二～第六 (同左)

様式第1号 (第3条、第4条及び第23条関係)

登 録
登録更新 申請書
承 認 年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)

電話番号

登録番号及び登録年月日 (注1)

第38条の2の2第1項の登録

電波法第38条の4第2項の登録の更新を受けたいので、下記第38条の31第1項の承認のとおり申請します。

記

1～5 (略)

注1～7 (略)

様式第6号 (第6条、第17条、第25条及び第33条関係)

(略)

第38条の6第3項

電波法 第38条の29において準用する同法第38条の6第3項
第38条の31第4項において準用する同法第38条の6第3項
第38条の31第6項において準用する同法第38条の6第3項

の規定により、下記のとおり届け出ます。

(略)

(ふりがな)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)

電話番号

登録番号及び登録年月日 (注1)

第38条の2第1項の登録

電波法第38条の4第2項の登録の更新を受けたいので、下記第38条の31第1項の承認のとおり申請します。

記

1～5 (同左)

注1～7 (同左)

様式第6号 (第6条、第17条、第25条及び第33条関係)

(同左)

第6条第6項
第17条第6項
特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則
第25条第6項
第33条第6項

の規定により、下記のとおり届け出ます。

(同左)

| | | | |
|----------------------|-----------|------|------|
| 第2条第1項第54号の2に掲げる無線設備 | <u>MT</u> | | |
| 第2条第1項第54号の3に掲げる無線設備 | <u>NT</u> | | |
| (略) | (略) | (同左) | (同左) |